



美容医療の契約



「やっぱりやめたい」

も守られます!



高額・
長期の施術は
特定商取引法で
守られます

脱毛・しわ取り・
ボトックスなども
対象

「やっぱりやめたい」と思ったら

1. クーリング・オフ

契約内容が正しく記載された書面(申込書面又は契約書面)を受け取ってから、8日間は無条件で解除できます(交付書面に虚偽や不備がある場合、8日間に縛られることなく、いつでもクーリング・オフが可能です。)

2. 中途解約

クーリング・オフ期間の経過後でも、残りの契約について解約が可能です。解約の理由はどのようなものでも構いません。



3. 不実告知等による取消し

虚偽を告げられた場合、事実を告げられなかった場合は契約の取消しが可能です。

※消費者契約法で定める要件に該当する不当な勧誘により締結した消費者契約であれば、特定商取引法に定めのない場合であっても、**消費者契約法に基づき取消しが可能です。**

たとえば、右のような契約はクーリング・オフや中途解約が可能となる場合があります。

施術例	期間	総額
医療脱毛(5回コース)	6か月	15万円
シワ取りレーザー(3回)	2か月	6万円

「やっぱりやめたい」を防ぐ 申し込む前の3チェック

check 1 ☒

他の選択肢の説明も受け、
使用する薬について
理解しましたか？



わからないまま
同意しない

美容目的の自由診療で用いる薬や材料、機器などは、法律（医薬品医療機器等法）で承認などがされていない場合があります。安全性と有効性について、他の選択肢も含めて、医師の説明をしっかりと聞いて理解しましょう。

check 2 ☒

リスクや副作用についても
確認しましたか？



効果だけで
決めない

施術の効果だけでなく、施術に伴うリスク（副作用、合併症・後遺症の有無、発症確率、術中の痛みや苦痛など）についても、説明を聞いて理解しましょう。

check 3 ☒

その美容医療は
今すぐ必要？



高額ローンは
慎重に！

美容目的の施術は、多くの場合緊急がありません。「今契約すれば安くなる」などの勧誘に十分気を付けましょう。

トラブル事例

Q

&

A



Q

書面を渡されず8日過ぎた…もう解約できない？

A

書面不交付ならクーリング・オフ期間は進行しません。
8日間に縛られることなく、いつでもクーリング・オフが可能です。

Q

10回コース、2回でやめたい…残金は全額戻る？

A

クーリングオフ期間の経過後でも、既に提供された役務の対価や一定の損害賠償額等を支払った上で、中途解約ができます。

Q

広告に「いつでも予約が取れる」とあったのに全然予約が取れない…契約をなかったことにできる？

A

消費者が告げられた内容が事実であると誤認して申込み等の意思表示をした場合、不実告知等に該当する場合には取消しが可能です。

困ったら相談しましょう～相談窓口のご紹介～

医療 医療に関する苦情・心配などのご相談はこちら

医療安全支援センター

医療安全支援センター



医療安全支援センター総合支援事業ホームページに、全国の医療安全支援センターの一覧が掲載されています。
相談受付時間や連絡先等の詳細は、各自治体のホームページよりご確認ください。

契約 契約内容や解約条件など、契約に関するご相談はこちら

困ったときは一人で悩まずに、「消費者生活ホットライン」にご相談ください。
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

消費者ホットライン ☎ (局番なし) **188**

いやや!



消費者庁 消費者ホットライン 188
イメージキャラクター いやヤン